《放送大学印刷教材》

『地域生活を支える社会福祉と法（'24)』

追　補

（第１刷～第２刷）

【追補の趣旨】

成年後見制度については，制度の大幅な見直しを伴う改正法が 2026 年 6 月 17 日に可決・成立した。改正法の施行は成立の日から 2 年 6 か月以内（実際の施行は 2028 年 10 月以降の見込み）とされており，それまでは現行制度が維持されるため，この間は，改正法の概要を追補として追記する形で対応することとした。

【追補の内容】

第 12 章『地域社会の変容と地域生活支援』p.196「（４）成年後見制度利用促進の動き」の後に，「（５）成年後見制度の見直し」を追記する。

（５）成年後見制度の見直し

現行の成年後見制度については，①利用動機の課題が解決しても，判断能力が回復しない限り利用をやめることができない（事実上の「終身制」），②特に成年後見人には包括的な取消権・代理権が付与されており，本人の意思決定が必要以上に制限される場合がある，③本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず，本人がそのニーズに合った保護を受けることができない，④任意後見契約において，本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後

見監督人の選任がなされない，などの課題が指摘されてきた。

こうした課題に対し，制度の抜本的な見直しに向けた検討が法務省法制審議会において進められ，令和８（'26）年２月に民法等の改正法案の骨子が示された。同年４月３日には法案が閣議決定され，同年６月17日に可決・成立した。

改正法の要点は，①後見・保佐・補助の３類型の「補助」への一元化（後見，保佐類型の廃止），②「特定補助」制度の新設，③制度利用終了事由の拡大の３点である。

①は，従来の３類型を「補助」に一元化した上で，補助人には，本人の福祉的ニーズに応じ，遺産分割など，事案に応じ代理できる行為を必要な範囲で個別に認める（いわゆるスポット利用）仕組みとすることで，成年後見人等に対する包括的な代理権の付与を廃止するものである。

①により，従来の「後見」類型は廃止されるが，後見類型の対象である「判断能力を欠く常況」にある個人については，一元化後の「補助」以上に強い保護の必要性が認められる場合が考えられることから，こうした個人を対象として新たに設けられるのが，②の「特定補助」制度である。これは，後見と同様「判断能力を欠く常況」にある場合に利用可能となるが，例えば代理権は家庭裁判所が認める特定の法律行為，取消権は財産上の重要な行為（預貯金の預入や払戻し，元本の領収や利用，借財，不動産に関する権利の得喪を目的とする講，贈与等）に限られるなど，支援者が有する権限は後見よりも限定的なものとされている。

③は，従来，本人の判断能力が回復しなくても，制度利用の動機が解消し，家庭裁判所が制度利用を不要と判断すれば，中途で利用をやめることができるようにするとともに，成年後見人等について，健康上の事由がなければ辞任ができず，また，著しい不正などが認められたときに限り，家庭裁判所が成年後見人等を解任できるとされていたものを，状況に応じ交代ができるよう改めるものである。

改正法の施行時期は，成立の日から２年６か月以内とされており，2028年の10月以降になるものと見込まれている。